

飲酒運転による交通死亡事故発生時の特別取締りについて(例規)

平成23年5月2日 秋本交指第109号

警察本部長から各所属長あて

(概要)

この例規は、飲酒運転による交通事故の発生実態等を踏まえ、悪質・危険な飲酒運転によって交通死亡事故（以下「死亡事故」という。）が発生した場合において、死亡事故発生地を管轄する警察署長及び高速道路交通警察隊長は、発生間もない時期に飲酒運転の取締りを集中的に行い、もって飲酒運転による重大交通事故再発の抑止を図るために定めたものである。

その内容は、

- ◎ 取締り期間
- ◎ 取締り体制
- ◎ 取締り重点地域、重点時間帯

等についての指示事項である。